

安来市に所在する遺跡に関する連携研究覚書

国立大学法人島根大学法文学部（以下「島根大学」という。）と安来市教育委員会は、平成25年5月27日付け締結の「国立大学法人島根大学と安来市の包括的連携に関する協定書」第2条（6）に基づき、法文学部山陰研究プロジェクト「学際的研究による古代出雲社会像の再構築」、ならびに法文学部専門教育科目「考古学技術実習Ⅰ」「考古学技術実習Ⅱ」において、安来市に所在する遺跡に関する連携研究を行うものとして、次のとおり覚書を締結する。

（連携研究の対象となる遺跡）

第1条 連携研究の対象となる遺跡は、安来市に所在する遺跡（以下「遺跡」という）とする。

（連携研究の内容）

第2条 遺跡の連携研究の内容については、次の各号のとおりとする。

- （1）島根大学は安来市教育委員会が主体となって実施する遺跡の調査に際して、島根県や山陰地方あるいは全国的な視野から知見を提供するとともに、最新の調査技術を供与して最大限に学術協力する。
- （2）島根大学は安来市教育委員会が実施する遺跡の調査に、法文学部専門教育科目「考古学技術実習Ⅰ」「考古学技術実習Ⅱ」の一環として主体的に参画し、島根大学は考古学専門教育の立場から、安来市教育委員会は文化財保護・活用の立場から学生の育成に連携して取り組む。
- （3）調査で得られた所見を可能な範囲内で共有し、島根大学は学術研究の立場から、安来市教育委員会は当該自治体として保有してきた調査成果に基づき、積極的な意見交換を行う。
- （4）調査成果に基づき、双方が積極的に研究を推進し、その成果の社会発信に努める。

（事業担当者）

第3条 事業担当者は下記のとおりとする。

区分	氏 名	所属部署	職名	本連携研究での役割
甲	岩本 崇	国立大学法人島根大学法文学部	准教授	遺跡の学術的評価・研究総括
	坂川 幸祐	国立大学法人島根大学法文学部	講師	遺跡の学術的評価
	米 康充	国立大学法人島根大学生物資源科学部	准教授	3D 計測による解析
乙	金山 尚志	安来市教育委員会文化課	課長兼文化財係長	遺跡の調査責任者
	舟木 聡	安来市教育委員会文化課文化財係	専門官	遺跡の調査担当
	庄司 光一	安来市教育委員会文化課文化財係	主任主事	遺跡の保護活用

（成果の活用及び利用）

第4条 本連携研究によって得られた成果の活用及び利用については、次の各号のとおりとする。

- （1）島根大学と安来市教育委員会のそれぞれが独自に実施した調査成果のプライオリティを尊重しながら可能な範囲内で情報を共有し、本連携研究で得られた成果については活用及び利用を積極的に行う。
- （2）研究成果は、調査報告書、成果図書、講演会、シンポジウム、ウェブ上ならびに SNS での公開など多様な手段で積極的に行うものとする。利用の都度、公表の内容や手段については、簡便に情報共有する。
- （3）研究成果を歴史文化にかかわる生涯教育、観光振興や地域振興に積極的に活用する。

(覚書の有効期間)

第5条 覚書の有効期間は、覚書締結日より3年とする。

2 島根大学及び安来市教育委員会は、前項の期間満了後も従前と同一の条件により継続して連携研究を実施したい場合は、前項の期間が満了する日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

3 島根大学及び安来市教育委員会は、第1項の期間中であっても、1か月前までに書面により通知し、島根大学と安来市教育委員会の協議の上、合意が得られた場合は本覚書を終了させることができる。

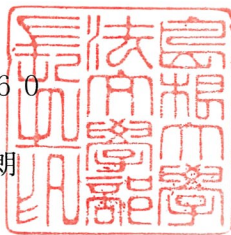
(その他)

第6条 本覚書の変更、記載条項のない事案については、島根大学が主体となって安来市教育委員会に諮り、調整・協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

令和 8 年 8 月 7 日

島根県松江市西川津町1060
島根大学法文学部
学部長 浅田 健太郎



島根県安来市安来町878番地2
安来市教育委員会
教育長 秦 誠 司

